



Tax & Legal Newsletter

2022 年 8 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

COVID-19 に係る首相官邸への寄附に対する税制優遇措置の追加延長

2022 年 7 月 18 日に発出されたタイ国勅令第 751 号（2022 年 4 月 26 日のタイ国勅令案に対する閣議決定を受けたもの）により、個人、法人及び法制上のパートナーシップが新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」）対策支援のために電子寄附システムを通じて行う首相官邸への寄附に関し、所得控除と VAT 免除のさらなる延長が認められます。本勅令では、金銭と資産の寄附に関しては所得控除と VAT 免除の両方が規定されていますが、棚卸資産の寄附の場合には VAT 免除のみが規定されています。従来、所得控除と VAT 免除は 2022 年 3 月 5 日までに行われた寄附に対して一定の条件の下で適用されていましたが、タイ歳入局長官が定める規則、手続及び条件に従い、2022 年 3 月 6 日から 2023 年 12 月 31 日までに行われる寄附に対して遡及的に延長適用されます。

COVID-19 抗原検査キット購入に係る法人所得税法上の追加控除の延長

2022 年 7 月 18 日に発出されたタイ国勅令第 752 号（2022 年 4 月 26 日のタイ国勅令案に対する閣議決定を受けたもの）により、法人又は法制上のパートナーシップが従業員や職員のために COVID-19 抗原検査キットを購入した費用について、法人所得税法上の 50%追加控除（合計で 150%の控除）が可能となります。この追加控除は、従来は 2022 年 3 月 31 日までに行われた購入に適用されていましたが、勅令第 752 号により、2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までに行われる購入に遡及的に延長適用されます。

買戻し条件下での REIT への資産売却に対する免税措置

2022 年 7 月 18 日に発出されたタイ国勅令第 753 号（2022 年 5 月 10 日のタイ国勅令案に対する閣議決定を受けたもの）は、法人又は法制上のパートナーシップが不動産投資信託（以下「REIT」）の受託者に対して行う、買戻し条件（すなわち法人や法制上のパートナーシップが事後的に資産を買い戻すことに同意したアレンジメント）下での資産の一定の売却に関して、法人所得税、VAT、特定事業税及び印紙税の免除を規定しています。勅令はまた、関連する売戻し取引に関して、REIT 受託者に対する VAT、特定事業税及び印紙税の免除を規定しています。この免除措置の目的は、COVID-19 の流行による景気後退を踏まえ、企業が流動性を高めることを可能にすることにあります。本勅令は 2022 年 7 月 19 日（官報公告日の翌日）に発効しています。

免税措置の適用を受けるには、下記条件を満たす必要があります。

- 資産の売却は、資本市場監督委員会の規則で定められた要件及び条件に従うこと
- 法人又は法制上のパートナーシップは、本勅令の発効後 2 年以内に、資産買戻しの合意の下で REIT 受託者に資産を売却しなければならない
- REIT 受託者は、資産の購入日から 5 年以内に、当該資産を法人又は法制上のパートナーシップに売戻ししなければならない

買戻し条件下での資産の売却は、タイ歳入局長官によって定められた規則、手続及び条件に従わなければなりません。

医療財団への寄附を促進するための税制優遇措置

2022 年 7 月 18 日に発行されたタイ国勅令第 754 号（2022 年 4 月 26 日のタイ国勅令案に対する閣議決定を受けたもの）は、プラモンクットクラオ病院財団、熱帯医学病院財団、シリラジ病院癌財団、ラジャビティ病院財団、ソムデジ・プラ・ピンクラオ財団又はシリキット女王病院財団に対して行われた公衆衛生支援のための寄附（現金又は物品）で、電子寄附（e-Donation）システムを通じて 2022 年 4 月 26 日から 2022 年 12 月 31 日までに行われたものに関して、個人、法人及び法制上のパートナーシップに対する 100%の追加所得控除（合計で 200%の所得控除）を規定しています。

また本勅令は、当該寄附に係る資産の譲渡や商品の販売から生じる所得又は文書の締結に関して、タイ歳入局長官が定める規則、手続及び条件に従い、個人、法人及び法制上のパートナーシップに対する所得税、VAT、特定事業税及び印紙税の免除を規定しています。

COVID-19 の診断又は治療に使用される医薬品、医療用品及び医療機器の輸入に対する税制優遇措置の延長

2022 年 7 月 18 日に発行されたタイ国勅令第 755 号（2022 年 4 月 26 日のタイ国勅令案に対する閣議決定を受けたもの）は、COVID-19 の診断や治療に使用する医薬品、医療用品及び医療機器で、慈善目的で適格団体に寄附されるものの輸入に関して、VAT 免除の遡及延長を規定しています。本勅令はまた、このような寄附に関し、法人及び法制上のパートナーシップに対する法人所得税法上の控除と VAT 免除の遡及延長も規定しています。税制優遇措置の期間は従来の期限である 2022 年 3 月 31 日から 1 年 9 カ月延長され、タイ歳入局長官が定め

る規則、手続及び条件に従って、2022年4月1日から2023年12月31日までに行われる輸入及び寄附に優遇措置が適用されます。

SEZで提供される税制優遇措置に係る適格性判定基準

2022年7月11日に発行され、同日に発効された所得税に関するタイ歳入局長官通達（第426号）では、2021年11月7日付の勅令（第731号）に基づき、特別経済開発区（以下「SEZ」）に関連して提供される個人所得税及び法人所得税法上の一定の優遇措置に係る適格性判定の基準が規定されています。

勅令第731号は、一定の税制優遇措置を2023年12月31日まで延長することを規定しています。勅令第731号に基づき、SEZに事業所を置く法人又は法制上のパートナーシップから給与所得を得る適格個人は、当該給与所得について、通常の税額計算に含めることなく、3%の税率で個人所得税を支払うことを選択することができます。通達第426号は、そのような給与所得に関する個人所得税率及び源泉徴収税率の軽減に係る適格性判定の基準を規定しています。その個人が「高度技能従業員」と「専門家」のどちらに該当するかに応じて以下の要件を満たす必要があります。

- 高度技能従業員の場合、学士号、高等職業資格、技術資格又はそれ以上の資格を取得し、技能開発促進法 仏歴 2545 年に基づく各特定分野の国家技能標準試験（2級）で資格を取得しなければなりません。さらに、5年以上の実務経験を有し、雇用主が発行する証明書により確認されることが必要となります
- 専門家の場合、学士号以上の学位を取得していること、8年以上の実務経験があることが必要で、雇用主が発行する証明書により確認されることが必要となります

税制優遇措置を受けようとする従業員を雇用する事業体は、従業員への給与等の支払に軽減税率を適用する前に、その従業員の氏名を事業所所在地の歳入局に提供するための報告書を作成する必要があります。この報告書には、少なくとも、通達第426号に添付されたテンプレートで指定されている項目や記述が含まれていなければなりません。報告書とその基礎資料は、査定官による査問のため、事業所で保管されている必要があります。

また勅令第731号は、SEZに事業所のない法人又は法制上のパートナーシップが、株式又はパートナーシップ持分への投資（増資又は事業体の設立）及びSEZに事業所を持つ法人又は法制上のパートナーシップ設立のための投資に係る支出について、200%の追加控除（合計で300%の控除）を申請できる旨を規定しています。通達第426号は、追加控除の対象者の判定基準を下記のように定めています。

- 法人又は法制上のパートナーシップは、当該投資を行う前に、SEZ内で少なくとも1年間事業を行っていないこと
- 法人又は法制上のパートナーシップは、一定の場合を除き、SEZで操業する会社の株式を売却又は譲渡してはならない

本ニュースレターに関するご意見・ご質問は、下記の連絡先、又は [Thailand Tax and Legal team](#) までお問い合わせください。

Anthony Visate Loh

International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

Alisa Arechawapongsawat

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171

Email: aarechawapongsawat@deloitte.com

Nu To Van

Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Patcharaporn Pootranon

Legal - Corporate

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40173

Email: ppootranon@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

Pornpun Niyomthai

Global Employer Services – Immigration

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40175

Email: pniyomthai@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

[Get in touch](#)



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.